

徳島県告示第百七十三号

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「法人県民税、事業税」を「道府県税又は都税（道府県税として課することができる税目に限る。）」に、「の証明書」を「の証明書（法人にあつては、本店に係るものに限る。）」に改め、同条第九号中「法人県民税、事業税」を「県税」に改め、同条第十号中「又は法人県民税、事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書」を削る。

第六条第一項中「。以下「変更届」という。」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に提出されている一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書に係る資格審査については、なお従前の例による。